松原市子育て応援シェアプロジェクト補助金交付要綱

（目的）

第１条　この要綱は、人口減少・少子高齢化の対策として、子育て世帯の定住促進を図るため、市内の自己所有の住宅に居住する子育て世帯に対し、子育て応援シェアプロジェクト補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、松原市補助金等交付規則（昭和５０年規則第６号）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）　子育て世帯　市外から転入した日において世帯内に０歳から５歳までの子どもがいる世帯をいう。

（２）　ＳＮＳ　Ｉｎｓｔａｇｒａｍ、Ｘ、Ｆａｃｅｂｏｏｋ、ＹｏｕＴｕｂｅ、ＬＩＮＥＶＯＯＭその他インターネットを利用して情報配信又は相互に情報を交換することのできる情報伝達の媒体をいう。

（３）　転入　他市から本市に所在する住宅に居住し、その住宅の所在地が住所として当該居住者が住民基本台帳法（昭和４２年法律第８１号）第５条の規定による本市の住民基本台帳に記載され、かつ、当該住所地を生活の拠点とすることをいう。

（補助対象者）

第３条　補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、子育て世帯のうち、市内に自らが居住するための住宅を所有する者であって、次の各号に掲げる全ての要件に該当するものとする。

（１）　令和７年１月１日以降に市外から転入していること。

（２）　本人又はその配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）が居住するために取得した住宅の所有者であり、令和７年１月１日以降に当該住宅に係る所有権の登記をしていること。

（３）　居住する地域に自治会又は町会がある場合は、第６条に規定する申請をした日において、当該自治会又は町会に加入していること。

（４）　第１号に掲げる者及びその世帯の構成員が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員又は松原市暴力団排除条例（平成２４年条例第３６号）第２条第４号に規定する暴力団密接関係者でないこと。

（５）　過去に本要綱に基づく補助金について、第４条第２項に規定する上限額の補助金の交付を受けていないこと。

（６）　同一世帯の他の者が、過去に本要綱に基づく補助金の交付申請をしていないこと又は補助金の交付決定を受けていないこと。

（７）　松原市結婚等新生活応援補助金交付要綱（令和５年４月１日実施）における結婚等新生活応援補助金の交付対象とならないこと。

（８）　市外から転入した日（以下「転入日」という。）以降に、第５条に規定する補助金交付の対象となるＳＮＳ投稿をしていること。

（補助金の額）

第４条　補助金の額は、補助対象者が行った次条のＳＮＳ投稿件数に３０，０００円を乗じて得た額とする。

２　前項の規定により積算された補助金の上限額は、３００，０００円とする。ただし、過去に本要綱に基づく補助金の交付を受けている場合は、３００，０００円から当該交付を受けた補助金の額の合計額を差し引いた額を上限額とする。

３　補助金は、申請年度の予算の範囲内で交付するものとする。

（補助金交付対象となるＳＮＳ投稿等）

第５条　補助金交付の対象となるＳＮＳ投稿（以下「対象投稿」という。）は、次の各号に掲げる全ての要件に該当するものとする。

（１）　対象投稿の内容は、次に掲げる内容のいずれかに該当すること。

ア　本市の子育て支援施策の取組紹介又はその感想に関する内容

イ　本市の子育て施設の紹介又はその感想に関する内容

ウ　本市のイベント等の紹介又はその感想に関する内容

エ　本市の魅力発信に関する内容

オ　居住地域の自治会又は町会の加入促進、活動紹介又はその感想に関する内容

カ　その他市長が適切と認めるもの

（２）　対象投稿に次に掲げるハッシュタグ（投稿された写真又は動画を検索するためのツールをいう。以下同じ。）のいずれかを付与していること。

ア　＃松原市子育て応援シェアプロジェクト

イ　その他市長が必要と認めるハッシュタグ

（３）　対象投稿が次に掲げるＳＮＳのいずれかを利用して投稿されたものであること。

ア　Ｉｎｓｔａｇｒａｍ

イ　Ｘ

ウ　Ｆａｃｅｂｏｏｋ

エ　ＹｏｕＴｕｂｅ

オ　ＬＩＮＥ　ＶＯＯＭ

カ　その他市長が認めるＳＮＳ

（４）　転入日から起算して１年の期間内に行った投稿であること。

２　前項の規定にかかわらず、ＳＮＳの投稿が次に掲げるいずれかの投稿に該当する場合は、対象投稿としない。

（１）　同日に同じＳＮＳを利用して、２件以上の投稿を行った場合における２件目以降の投稿

（２）　利用したＳＮＳの別にかかわらず、社会通念上同一と認められる内容の投稿を２件以上行った場合における２件目以降の投稿

（３）　ＳＮＳの機能により特定の一部利用者のみ閲覧できる状態にある投稿

（４）　投稿後に削除を行った投稿
（５）　虚偽を含む内容の投稿
（６）　政治活動、宗教活動、意見広告又は個人の主義主張に係る内容に関する投稿
（７）　公の秩序又は善良の風俗を害するおそれのある内容の投稿
（８）　青少年の保護又は健全育成の観点から適切でない内容の投稿
（９）　法令に反し、又は反するおそれのある内容の投稿
（１０）　広告、宣伝、勧誘、営業活動その他営利を目的とした内容の投稿
（１１）　その他市長が不適切であると認める内容の投稿

３　補助対象者が自治会又は町会に加入している場合は、前項第１号オに規定する内容の投稿を１回以上投稿しなければならない。

（補助金の申請）

第６条　補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下「申請者」という。）は、補助金の交付申請をＬｏＧｏフォームにより行わなければならない。

２　申請者は、前項の申請において、次に掲げる事項を、市長に対し明らかにしなければならない。
（１）　氏名、住所及び生年月日
（２）　連絡先（電話番号及びメールアドレス）
（３）　対象投稿を行ったＳＮＳのアカウント名
（４）　対象投稿のＵＲＬがある場合は、そのＵＲＬ
（５）　その他市長が必要と認める事項

３　申請者は、第１項の申請において、次に掲げる書類を電子化して添えなければならない。
（１）　住民票の写し（世帯全員の記載があるもの）
（２）　登記事項証明書の写し（家屋の所有権が申請者にあることが分かるもの）
（３）　ＳＮＳの対象投稿をしたことが分かる画面
（４）　前３号に定めるもののほか、市長が必要と認める書類

４　補助金の交付申請は、各年度１回限りとする。

（申請の期間）

第７条　前条の申請は、転入日から転入日の属する年度の翌年度末までにしなければならない。ただし、当該申請の日の属する年度の翌年度に本要綱が廃止される場合は、転入日の属する年度末までとする。

（補助金の交付決定）

第８条　市長は、第６条の申請があった場合は、その内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認められるときは、交付決定を行い、交付することが適当でないと認められるときは、不交付決定を行い、その旨を通知する。

（補助金の請求）

第９条　前条の規定による交付決定の通知を受けた者（次条において「交付決定者」という。）は、速やかに松原市子育て応援シェアプロジェクト補助金交付請求書（別記様式）を市長に提出しなければならない。

（交付の取消し）

第１０条　市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当したときには、当該交付決定を取り消すことができる。

（１）　補助金の交付申請の内容に虚偽があったとき。

（２）　その他市長が補助金の交付決定の取消しにつき相当の事由があると認めるとき。

２　市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合には、交付決定者にその旨を通知する。

３　市長は、補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、交付決定者に対し、期限を定めて補助金の返還を求める。

（実施の細目）

第１１条　この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が定める。

附　則

この要綱は、令和７年４月１日から実施する。